

\*\*\*\*\* 株式会社

定 款

平成 21 年 04 月 日 作 成  
平成 21 年 04 月 日 公証人認証  
平成 21 年 04 月 日 会社成立

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、\*\*\*\*\*株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店募集及び加盟店の指導業務
3. 化粧品、美容機器、日用品雑貨の輸出入、販売及び卸
4. 衣料品、皮革製品、アクセサリ等の輸出入、販売及び卸
5. 貴金属、美術品、工芸品、インテリア小物等の輸出入及び販売
6. コンピューターソフトウェアの開発、販売及び輸出入
7. IT システム材料開発、受託及び IT に関するコンサルティング
8. イベント及び展示会の企画、立案、製作及び広告宣伝
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都八王子市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式数)

第 5 条 当社の発行可能株式数は、2000株とする。

(株券を発行する旨の定め)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行する。

当会社の株券は、1株券、10株券、50株券及び100株券の4種類とする。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 7 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第 8 条 当会社は、相続その他の一般継承により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(名義書換)

第 9 条 当会社の株式につき、名義書換を請求する場合は、当会社所定の書式による請求書に記名押印し提出することを要する。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が記名又は署名押印し、株券を添えて提出することを要する。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。  
株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これを提出しなければならない。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下「基準日株主」という)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  
前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の議決により、臨時に基準日を定めることができる。  
この場合、基準日の2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出るものとする。届出事項に変更がある場合も同様とする。

### 第 3 章 株主総会

#### (招 集)

第 14 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

株主総会を招集するには、会日より7日前までに、各株主に対して、その通知を發するものとする。

#### (招集手続の省略)

第 15 条 株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、社長たる取締役が招集する。

株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第 17 条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

### 第 4 章 取締役、取締役会及び監査役

#### (取締役会および監査役)

第 18 条 当社に取締役会を設置する。

当社に監査役を設置する。

#### (取締役及び監査役の員数)

第 19 条 当社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

#### (取締役及び監査役の選任)

第 20 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の

決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(監査役の権限)

第 21 条 監査役は、会計に関する事項のみを監査するものとし、業務に関する事項を監査する権限は有しない。

(取締役及び監査役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、監査役の任期は選任後10年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠あるいは、増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役任期の残存期間と同一とする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残存期間の任期と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 23 条 当会社に代表取締役1名を置き、取締役会の決議によって選定するものとする。  
代表取締役は社長とする。

(報酬等)

第 24 条 会社法第361条第1項及び同法第387条第1項に定める取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 25 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等)

第 26 条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対して支払う。

剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額)

第 27 条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は、900万円とする。

(成立後の資本金の額)

第 28 条 当社の成立後、資本金の額は、900万円とする。

(最初の事業年度)

第 29 条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成22年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第 30 条 当社の設立に際しての役員は、次のとおりとする。

設立時取締役 \*\*\* \*\*

設立時監査役 \*\*\*

設立時代表取締役 \*\*\*

(発起人の氏名及び住所、割当てを受ける設立時発行株式の数等)

第 31 条 発起人の氏名及び住所、発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに出資する財産の額は、次のとおりである。

東京都 \*\*\* \*\*

普通株式180株 900万円

(定款に定めのない事項)

第 32 条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令によるものとする。

以上、新信株式会社設立に際し、発起人\*\*\*の定款作成代理人である\*\*\*は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成21年4月10日

発起人:\*\*\*

上記発起人\*\*\*の定款作成代理人:

東京都渋谷区\*\*\*\*\*丁目\*番\*\*号

\*\*\* \*\*